

平成22年度 域医療再生臨時特例交付金に関するQ&A

質問	回答
<地域医療再生計画について>	
1 高度・専門医療機関はどのような医療機関が該当するのか。	高度・専門医療機関は、高度救命救急センターや都道府県がん診療連携拠点病院などの都道府県（三次医療圏）域を広くカバーする医療機関を想定している。
2 「円高・デフレ対策のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）では、「地域医療再生基金を拡充し、高度・専門医療や救命救急医療センターなど都道府県（三次医療圏）の広域的な医療提供体制を整備・拡充する。」となっているが、「高度・専門医療や救命救急センター」に限定されるのか。	<p>今回の補正予算による地域医療再生基金は、広域をカバーする高度・専門医療機関や救命救急センターの整備・拡充のみならず、これらの医療機関と連携する地域の医療機関の機能強化を図ることにより、地域医療の底上げを支援するものである。</p> <p>したがって、各都道府県が必要と考える三次医療圏の広域的な医療提供体制を整備・拡充するという目的から、例えば、急性期を脱した患者を受け入れるための後方病床を持つ医療機関や二次救急医療機関の整備・拡充等を行うことも幅広く想定しているところであり、高度・専門医療や救命救急センターの整備・拡充に使途を限定するものではない。</p>
3 現在の地域医療再生計画の対象となっている二次医療圏も含めてよいのか。	現在の地域医療再生計画の対象となっている二次医療圏も含めてよいが、当該計画には盛り込まれていなかった事業であることが前提となる。また、現在の計画における基 金以外の財源負担の軽減を図ることは認められない。

質問	回答
<p>4 昨年度、執行停止された100億円の交付金を前提に都道府県が策定していた地域医療再生計画にも配分できるのか。</p>	<p>今回の基金は都道府県（三次医療圏）を単位として、都道府県が新たに地域医療再生計画を策定した場合に、当該計画の取り組みを支援するものであり、従来の個別の二次医療圏を対象とした計画は、そのままでは交付の対象とはならない。</p> <p>ただし、民間医療関係者等を含む地域の医療機関関係者の意見を踏まえた上で、都道府県（三次医療圏）の医療課題の解決を図るために不可欠な取り組みとして、従来の計画部分を含んだ全体の計画が提出される場合には、交付の対象となり得る。</p> <p>具体的に加算されるかどうかは、今後、都道府県から提出される計画の内容や有識者会議の評価等を踏まえ、予算の制約も考慮しながら、判断していくことになる。</p> <p>ただし、現在の地域医療再生計画との関係については、Q3の回答のとおりであるので、十分留意されたい。</p>
<p>5 意見聴取を行う官民を問わない幅広い地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者、地域住民の範囲はどこまでなのか。また、その聴取方法はどのようなものが考えられるのか。</p>	<p>基金の交付条件として、民間医療機関関係者や医師会等地域の関係団体、地域住民等官民問わず幅広く地域の医療関係者の意見を聴取し、その内容を計画に反映することとしており、できるだけ幅広く意見を聴取することが必要である。</p> <p>具体的な聴取方法としては、各種会議の開催やパブリックコメントの募集などが考えられる。</p>
<p>6 計画期間終了後に実施する事業は4年先の話となり、見込みとならざるを得ないのでないのではないか。また、国庫補助のメニューも変わっている可能性がある。</p>	<p>見込みにならざるを得ないことは承知しているので、計画期間終了後に実施することが必要と見込まれる事業について記載していただきたい。また、例えば計画期間中に国庫補助のメニューが新設・廃止等された場合には計画の変更も可能である。</p>

質問	回答
7 複数の医療機関の統合再編を行うとしても、一つの医療機関を集中的に建替整備することにより機能強化及び医療連携を図りたい。基金を一つの医療機関に集中的に投入したいがよいか。	<p>地域医療再生計画は、地域の医療水準を向上させるため、その地域が直面する課題を地域全体で面的に解決することを目的として作成するものである。したがって、一つの医療機関の建替整備のみでこの目的を達成するとは難しいのではないかと考えている。</p> <p>このため、一つの医療機関だけを整備するのみの計画ではなく、地域におけるそれぞれの医療機関の役割分担や連携の推進など地域医療の確保が継続的になされるような計画であることが重要である。</p>
8 大規模な工事が必要な場合には、平成25年度までの計画期間中に工事が完了しないが、平成25年度以降も基金を充当できるのか。	<p>本基金事業の実施期限は、平成25年度末までである。ただし、施設整備に限っては、やむを得ない合理的な説明ができれば、例外的に平成25年度末までに工事が終了しなくても、基金事業の実施が可能な場合がある（運営費等の施設整備以外の事業は、平成25年度末までである）。</p> <p>施設整備に係る個別ケース毎の詳細な話は個別に御相談いただきたい。</p>
9 地域内の機能強化及び医療連携のために、医療機関の買い取りに基金を充当することもできるのか。	<p>地域医療再生計画において、地域における実情に応じて、当該地域の医療課題の解決のために必要な事業として、医療機関の買い取りを位置づけることは可能であるが、当該医療機関が地域において担う具体的な医療機能や役割分担を明確にしておくことが大前提となる。</p> <p>また、その際には、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者などの意見を踏まえた上で、当該医療機関の買い取りが地域の医療連携体制の構築にとって必要不可欠であり、また公益性の高い事業となることが必要である。</p> <p>なお、医療機関の買い取りは、ソフト事業（継続的な経費負担を伴うもの）ではないため、施設整備・設備整備事業と同様に基金交付額に加え都道府県経費、事業者負担等を上乗せした事業規模とすることが望ましい。</p>

質問		回答
10	計画を審査するに当たっての国の評価基準のようなものがあるのか。	<p>有識者会議において、交付条件の充足状況等を踏まえつつ、「必要性」、「効率性」、「有効性」、「公平性」、「優先性」などの点から評価することを考えている。</p> <p>また、この際には、基金が各都道府県の地域医療再生に向けた主体的な取り組みを支援するものである観点から、「効率性」、「有効性」、「公平性」などを評価する際に、基金交付額に加えた都道府県等の負担の状況についても、重要な視点として考慮し、判断していくこととしている。</p> <p>なお、具体的には、各都道府県から提出される地域医療再生計画の内容や申請額の状況等を踏まえ、判断することとしている。</p>
11	関係者との調整に時間を要し、提出期限までに間に合わない場合には、15億円も交付されないのであるのか。	基金の交付については、地域医療再生計画に基づくものであり、計画が提出されなかった場合には、対象とはならない。
12	加算額の交付条件を満たすためには関係者との調整に時間を要すが、計画提出時にすべての交付条件を満たしていないと提出できないのか。	<p>有識者会議において、交付条件の充足状況等を踏まえつつ、「必要性」、「効率性」、「有効性」、「公平性」、「優先性」などの点から評価することを考えているので、交付条件を満たしていないければ評価が低くなる。</p> <p>なお、具体的には、各都道府県から提出される地域医療再生計画の内容や申請額の状況等を踏まえ、判断することとしている。</p>

質問	回答
13 加算額の交付条件の「病院の統合再編」とは、具体的にどのような場合が該当するのか。	<p>病院の統合再編については、病院の数が1以上減少する形での病院機能の再編を条件としており、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①A病院とB病院を統合し、A病院の機能を強化し、B病院を廃止する、 ②C病院とD病院とE病院を統合し、C病院を機能強化し、D病院をC病院の後方病床を持つ医療機関へ転換し、E病院は診療所化する、 ③F病院とG病院とH病院を統合し、F病院を機能強化し、G病院は分院化しH病院は廃止する <p>などが考えられる。いずれの場合でも施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関全体で、原則として10%以上の病床削減が必要である。</p>
14 施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関全体で、原則として10%以上の病床削減の内容如何。	<p>50億円を超える基金交付額を申請する事業の整備対象医療機関で、施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関については、当該2億円以上の基金が交付される医療機関全体で原則として10%以上の病床削減を行う必要がある。</p> <p>ただし、施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関が病床非過剰地域である二次医療圏に所在する場合は、当該医療機関に関しては5%以上の病床削減とすること。</p> <p>なお、病床削減対象医療機関全体の合計削減病床数の個々の医療機関への配分については、個々の医療機関が病床過剰地域に所在するか病床非過剰地域に所在するかに関わらず、各都道府県が関係者との調整等を行い判断するものとする。</p>

質問	回答
15 原則として10%以上の病床削減については、基金の交付が2億円未満の「連携医療機関」も含めた医療機関全体で10%以上病床削減することでもよいのか。	<p>原則は、施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関としているが、2億円未満の基金が交付される「連携医療機関」を含めた医療機関全体で、10%以上の病床削減を行うことでも差し支えない。</p> <p>ただしこの場合、基金交付額2億円未満の医療機関の病床数は、削減割合の分母に加えない取扱として差し支えない。</p> <p>なお、病床削減対象医療機関全体の合計削減病床数の個々の医療機関への配分については、個々の医療機関が病床過剰地域に所在するか病床非過剰地域に所在するかに関わらず、各都道府県が関係者との調整等を行い判断するものとする。</p>
16 105億円の加算額以外にいくらの加算額があるのか。その場合の条件はどうなるのか。	<p>15億円の基礎的部分以外は、上限額として120億円（15億円+105億円）を設定しているのみである。この間の加算額とその交付箇所数は設定せず、各都道府県から提出される地域医療再生計画の内容や申請額の状況等を踏まえ、判断することとしている。</p> <p>なお、50億円（15億円+35億円）及び80億円（15億円+65億円）は交付条件の基準として設定しているものであり、加算額を含めた基金交付額の区分ではない。</p>

質問		回答
17	希望の加算額の計画が承認されなかった場合、どうなるのか。	<p>加算額の審査基準については、今後、検討していくこととなるが、いずれにしても加算額の総枠は1320億円であり、申請された加算額のすべてがそのまま承認されるわけではない。</p> <p>この場合、①加算額（基金交付額）が変更になる、②15億円で事業を実施する、の2つの場合が考えられるが、このうち①の場合には、変更となった加算額（基金交付額）を踏まえ、基金、都道府県、事業者それぞれの負担の配分を見直すことや優先順位の低い事業は行わないなどにより対応していただくことになると考えている。</p> <p>そのためにも、各都道府県においては、負担配分の見直しのみで対応できない場合に備え、あらかじめ事業の優先順位を決めておくなどの準備をお願いする。</p> <p>なお、加算額の伴う計画を申請する場合には、併せて15億円の計画の申請もお願いする。</p>
18	基金交付額15億円の計画と加算額を伴う計画との関係如何。	加算額を伴う計画は基金交付額15億円の計画が含まれるのが基本的な考え方であるが、これにより難い場合は、基金交付額15億円の計画が含まれない加算額を伴う計画であっても差し支えない。
19	計画策定にあたり、医療審議会・医療対策協議会以外の機関へ諮ることは可能か。	各都道府県でこれらの組織に準ずるものがあるならば、その意見を聞くことでも差し支えない。その際には、民間医療機関関係者等を含む幅広い意見を計画に反映するよう留意いただきたい。
20	医療計画と地域医療再生計画の関係如何。	医療計画と地域医療再生計画の調和に留意するのが原則であるが、地域医療再生計画の実施により地域医療が医療計画より一層改善されるなどの場合には必要に応じて医療計画を見直していただきたい。

質問		回答
<対象事業等について>		
21	県の計画作成費（調査費や会議費等）は対象となるか。	基金の交付決定を平成23年8月中旬に予定していることから、平成22年度中に実施する県の計画作成費（調査費や会議費等）は対象とならない。
22	交付決定前に事業に着手することは可能か。	基金の交付決定は、平成23年8月中旬に予定していることから、平成23年度に実施する事業として地域医療再生計画に盛り込まれているのであれば、基金の対象となる。なお、地域医療再生臨時特例交付金は、全額を地域医療再生基金として積み立てているものであり、地域医療再生計画に定める事業（既に実施している事業（後述）を除く。）であれば、平成23年4月に遡って充当することができる。
23	医師確保事業は、基金の対象となるか。また、平成23年度の医学部定員増に伴う奨学金貸与事業も基金の対象となるのか。	医師確保事業は、21年度補正による現在の地域医療再生計画の対象となっていない事業であれば、対象となる。同様に、平成23年度の医学部定員増に伴う奨学金貸与事業も対象になるが、基金の交付は平成25年度末までであるので、地域医療再生計画終了後も継続する事業については、基金が無くなつた後においても、必要な資金が確保されるよう十分配慮していただきたい。
24	医学部定員増に伴う大学の施設・設備整備についても基金は使えるのか。	地域の医療課題の解決につながるならば可能。ただし、文部科学省の国庫補助事業がある場合、そちらを優先的に活用願いたい。なお、国立大学法人への支出については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき総務省への協議が必要なため、総務省ともよく相談されたい。

質問		回答
25	平成23年度に大幅に減額される医療提供体制施設整備交付金の対象となる事業を、地域医療再生基金を活用して行うことは差し支えないか。	地域医療再生基金を活用しても差し支えない。ただし、その際には、当該施設整備事業が、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者などの意見を踏まえ、地域にとって必要で公益性の高い事業であり、地域医療再生計画に定める事業であることが大前提となる。
26	医療提供体制施設整備交付金の交付決定額が、交付申請額に比し大幅に下回った場合、この不足分を地域医療再生基金で措置しても差し支えないか。また、このことによる地域医療再生計画の見直しは、厚生労働省への協議を不用とする「軽微な変更」に該当するのか。	<p>地域医療再生基金を活用しても差し支えない。 「軽微な変更」に該当するか否かについては、施設整備交付金を活用する当該事業が計画に定められているのであれば、計画の見直しは財源配分の見直しに留まると考えられるため、「軽微な変更」と見なす余地があると考えている。</p> <p>ただし、当該事業を新たに計画に追加する場合は、事業の規模にもよるが、基本的には厚生労働省への協議が必要であり、また、事業の追加に当たって地域医療関係者の意見聴取等の手続きも必要になると考えている。</p> <p>いづれにしても、個別ケース毎に御相談いただきたい。</p>
27	公立病院の整備は病院事業債の対象となるが、基金の対象となるか。	対象となる。
28	公立病院等の国庫補助対象になっていない事業は対象か。	対象となる。
29	既に一般財源化されている医療施設の整備についても基金の対象となるのか。	対象となる。
30	ソフト事業における人件費などのランニングコストに充当してもよいか。	対象となる。ただし、地域医療再生計画終了後も継続する事業については、基金が無くなった後においても、必要な資金が確保されるよう十分配慮していただきたい。

質問		回答
31	「既に実施している事業」については、基金を充当することができないが、具体的な解釈如何。	<p>「既に実施している事業」とは、平成22年10月8日以前に、事業に要する経費の全部又は一部が地方自治体の予算に計上された事業をいう。</p> <p>例えば、施設整備については、平成22年度当初予算に工事費を計上している事業は「既に実施している事業」に当たる。また、平成22年度当初予算に設計費のみが計上されている整備事業は、「既に実施している事業」に当たらない。</p>
32	分娩手当について、国1／3のみ計上し、残りは事業者負担であったものにつき、県も負担する場合、拡充という整理で基金を充当できるか。	「既に実施している国庫補助事業」に当たるため不可。
33	まだ工事に着手していない場合は、「既に実施している事業」に当たらぬと解釈してよいか。	<p>「既に実施している事業」とは、平成22年10月8日以前に、事業に要する経費の全部又は一部が地方自治体又は民間の予算に計上された事業をいう。</p> <p>平成22年10月8日以前の予算に工事費が計上されていないのであれば、お尋ねのケースは「既に実施している事業」に当たらぬものと考えている。</p> <p>いずれにしても、個別ケースごとの詳細な話は個別に御相談いただきたい。</p>
34	2カ年工事の場合、まだ着工していない残りの1年分を基金対象に含めることは可能か。	既に着工している施設整備については、「既に実施している事業」に当たる。
35	I s 値0.3未満の病院の耐震化工事などの防災対策経費も対象となるか。	I s 値0.3未満の病院の耐震化工事やSCU（ステージング・ケア・ユニット）などの防災対策のための整備についても、都道府県（三次医療圏）内の医療課題の解決のために必要な事業として地域医療再生計画に位置づけられている場合には、対象として差し支えない。

質問		回答
36	新型インフルエンザ対策は対象となるか。	地域医療再生計画の中に、地域における医療課題として感染症対策が位置づけられ、それを解決するための事業が入ることは差し支えない。
37	基金の交付の対象とならない事業について、再生計画に記載することは可能か。	可能である。
<経費負担等について>		
38	基金を交付する施設整備・設備整備事業について、基金交付額に加え都道府県経費、事業者負担等を上乗せした事業規模とすることが望ましいとしているが、この考え方如何。	基金は、地域医療再生計画に基づき各都道府県が行う地域医療再生に向けた主体的な取組みを支援するものである。このため、計画に基づき実施する施設整備・設備整備事業については、基金のみを財源とせず、都道府県等においても相応の負担をすることが望ましいとの考え方である。なお、このような考え方から、加算額の決定に当たっては、「効率性」、「有効性」、「公平性」などを評価する際に、各都道府県等の地域医療再生に向けた主体的取り組みの姿勢としての負担の状況についても、重要な視点として考慮し、判断することとしている。
39	「望ましい」ということであれば、都道府県等の負担がなくても、加算額を伴う基金の交付が認められるということか。	都道府県等の負担は、基金の交付に当たっての必須の条件ではない。 ただし、基金交付申請額が加算枠を上回ることも想定され、加算額の決定の際には、Q38で述べたとおり、いくつかの評価の視点の一つとして、各都道府県等の地域医療再生に向けた主体的取り組みの姿勢としての負担の状況についても、重要な視点として考慮し、判断することとしている。

質問		回答
40	計画の評価に当たって、望ましいと考えられる都道府県等の負担の規模の目安のようなものはあるのか。	<p>負担の規模の目安については、既存の医療施設等施設整備費補助金等の補助率とのバランス等を考慮すれば、基金交付額と同等程度であることが、評価に当たっての一つの目安になる。</p> <p>なお、今回策定する計画で新規又は拡充事業として位置付けられる施設整備事業が、平成22年10月8日以降に着工した施設整備事業と一体不可分の場合は、当該平成22年度着工施設整備事業で平成25年度までに支出される経費についても、ここでいう「都道府県等の負担」として取り扱って差し支えない。</p>
41	施設整備・設備整備事業以外の新設の県単独事業を行う場合、全額基金でみることも可能か。	可能である。ただし、地域医療再生計画終了後も継続する事業については、基金が無くなった後においても、必要な資金が確保されるよう十分配慮していただきたい。
42	既に実施している事業を拡充する場合に基金を充当することは可能か。	既に実施している事業自体の経費には充当できないが、新規又は拡充する部分の経費には充当できる。
43	計画期間後に継続できないような事業が盛り込まれている場合は、計画が承認されない可能性はあるのか。	<p>計画期間終了後に継続しない事業については、その内容及び継続しない理由を記載してもらうこととしている。</p> <p>また、再生計画終了後も継続する事業については、基金が無くなった後においても、必要な資金が確保されるよう十分配慮していただきたい。</p>

質 問		回 答
44	特別交付税との関係如何。	<p>実績に応じて配分される特別交付税については、理論的には過充当になる可能性がある。特に、医学生の奨学金を拡充する場合や公立病院の除却費を新規計上する場合などに過充当となる可能性がある。これらについては、本交付金を先に充当し、残額を対象として特別交付税を充当されたい。</p> <p>また、本交付金を充当した場合には、毎年10月頃実施される特別交付税の調査の際に基金から充当した額につき忘れずに記入をお願いしたい。</p>
<基金について>		
45	基金条例は、昨年の基金とは別につくるのか。	条例は、必ずしも個別である必要はないが経理区分は必要である。各県の法規担当とよく相談していただきたい。
46	基金条例は、再生計画の承認前につくることは可能か。	各県においても、速やかに基金の利用が可能となるよう、そのような早期の対応も考えられるが、各県の法規担当ともよく相談していただきたい。

平成22年度 域医療再生臨時特例交付金に関するQ&A[平成23年2月22日追加版]

質 問	回 答
<地域医療再生計画について>	
1 「院内感染を含む感染症対策の体制整備についても留意すること」とあるが、これは必ず計画に盛り込まなければならない条件なのかな。	<p>地域の医療課題についての現状分析を行う際には、院内感染を含む感染症対策の体制整備の視点からも検討や地域の医療関係者からの意見聴取を行うことが必要である。その検討の結果等を踏まえ、優先的に対応の必要があると認められた場合には、改善のための対策を計画に記載いただきたい。</p> <p>なお、その際には、平成23年2月8日に出た「院内感染対策中央会議提言」も参考にされたい。</p>
2 加算額を伴う計画で施設整備・設備整備事業に係る負担の規模の目安について、基金交付額と同等程度であるが、具体的な考え方如何。	<p>負担の規模の目安については、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基金交付額が50億円ですべて施設整備・設備整備事業の場合、50億円と同等程度の負担を上乗せ、 ②基金交付額が50億円でうち施設整備・設備整備事業が40億円の場合、40億円と同等程度の負担を上乗せ、 <p>が一つの目安となると考えている。</p>
3 加算額を伴う計画で設備整備にも事業者負担等を上乗せした事業規模とすることが望ましいとなっているが、設備整備の具体的な範囲如何。	<p>基金の管理運営要領の第4 基金事業を実施する場合の条件の「(1) ①及び(2) ④」に50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具の管理について定めているので、これに準じて、いわゆる資産として管理する設備整備事業と考えていただきたい。</p>
4 施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関全体で、原則として10%以上の病床削減について、病床を有していない施設の場合には、対象外でいいのか。	<p>そのとおり。病床を有しない施設への施設整備については、病床削減の対象外である。</p> <p>なお、病床を有している医療機関については、病棟以外の施設整備を行う場合など、直接医療機能と関連しない施設整備でも病床削減の対象となる。</p>

質問		回答
5	施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関全体で、原則として10%以上の病床削減を行う場合、削減する病床種別は何でもいいのか。	2億円以上の施設整備を行う対象が一般病床である場合は、一般病床による病床削減を行うことが必要である。施設整備対象に精神病床等一般病床以外の病床が含まれている場合は、病床削減数の一般病床と一般病床以外の病床への配分については、各都道府県の判断とする。
6	<p>【Q25（平成23年1月28日）の回答追加】</p> <p>平成23年度に大幅に減額される医療提供体制施設整備交付金の対象となる事業を、地域医療再生基金を活用して行うことは差し支えないか。</p>	<p>地域医療再生基金を活用しても差し支えない。ただし、その際には、当該施設整備事業が、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村等の関係者などの意見を踏まえ、地域にとって必要で公益性の高い事業であり、地域医療再生計画に定める事業であることが大前提となる。</p> <p>なお、当該交付金予算が大幅に減額される状況にあることを踏まえ、当該交付金に係る平成22年度に交付決定された施設整備事業であって、当該交付決定事業の継続事業である平成23年度以降の事業については、Q33、Q34にかかわらず、国庫補助相当額に限り基金を活用できるものとする。なお、この場合でも、当該交付決定事業が地域医療再生計画に定める事業であることが大前提となる。</p>